

## 一般講習（日本語の理解力が十分な方の講習）受講を希望される方へのお願い

この度は当センターへの受講をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

さて当センターでは、資格を取得していただくとともに、労働災害防止のため安全に関する知識の習得を基本としておりますので、日本語の理解力が十分な方の講習（以下 一般講習）受講を希望される方には、テキスト（教本）の内容が理解できること及び日本語のリスニング（聴解）が可能であることを 受講の条件とさせていただきます。

そこで大変恐縮ではございますが、一般講習の受講を希望される方は、別添のテキスト（教本）抜粋をご覧ください、その内容を理解できること、日本語のリスニング（聴解）が可能であることを確認した上で次のように対応させていただきます。

この対応は、労働災害の防止、安全に関する知識を習得していただく為に重要な要素と考えておりますのでご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### 1 一定の理解力を有しており一般講習の受講を希望される場合

#### 【一般講習会へ受講する際の注意事項】

- 1) 通訳者や受講の補助をする方が講習に同席をすることはできません。
- 2) 講習中に講師や他の受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。  
また、講習時間中のスマートフォン等による翻訳機能は利用できません。
- 3) 日本語の理解力について、本申告書の内容に該当しないとセンターが判断した場合は、途中で受講を中止させていただきます場合がございます。その際は、講習受講料及び教材費等の返金はいたしかねます。
- 4) 技能講習の試験問題は日本語表記ですが、事前に当センターへ申告いただいた場合は試験問題の漢字にふりがなが振られた試験問題をご提供いたします。  
なお、合格点に達しない場合は修了証の交付はできません。
- 5) 学科試験の不合格に対する補講は有料【30分あたり 1,100円（税込）】となります。
- 6) 予習の為にテキストを受講前に購入することができますので予めテキスト内容の確認をお願いいたします。  
またテキスト内容の確認に要する期間を含めた上で受講日を決めていただくことをお勧めいたします。

本対応と注意事項についてご理解いただける場合は下記の書類をご郵送いただきますようお願いいたします。

- (1) 外国籍の方が一般講習（日本語の理解力が十分な方の講習）と一緒に受講する際の注意事項 及び日本語の理解力申告書
- (2) 在留カードの写し

### 2 テキストの読解が難しい場合

一般講習とは別に通訳の方が同行可能な講習会をご提案させていただきますが、開催にあたりまして各種条件がございます。

- (1)1回の講習受講者数は5名以上とさせていただきます。
- (2)全日程で通訳者を手配していただきます。
- (3)通訳者の方は専門用語等の通訳が可能な方に限ります。

その他にも条件がございますので詳細につきましてはお問い合わせいただきますようお願いいたします。

なお、通訳者同行の講習会をご希望の場合は受講予定日の2ヶ月前までにお問い合わせ下さい。

また、繁忙期等によりご希望の日程で開催することが難しい場合もございます。予めご了承ください。

※本内容に関するお問い合わせ・提出書類送付先  
〒395-0154 長野県 飯田市 下殿岡 478 番地 1  
一般社団法人 中部労働技能教習センター  
電話番号：0265-25-4444 FAX 番号：0265-25-4455

# 外国籍の方が一般講習（日本語の理解力が十分な方の講習）と一緒に受講する際の注意事項

一般社団法人 中部労働技能教習センター

- 1) 通訳者や受講の補助をする方が講習に同席をすることはできません。
- 2) 講習中に講師や他の受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。  
また、講習時間中のスマートフォン等による翻訳機能は利用できません。
- 3) 日本語の理解力について、本申告書の内容に該当しないとセンターが判断した場合は、途中で受講を中止させていただく場合がございます。その際は、講習受講料及び教材費等の返金はいたしかねます。
- 4) 技能講習の試験問題は日本語表記ですが、事前に当センターへ申告いただいた場合は試験問題の漢字にふりがなが振られた試験問題をご提供いたします。  
なお、合格点に達しない場合は修了証の交付はできません。
- 5) 学科試験の不合格に対する補講は有料【30分あたり1,100円（税込）】となります。
- 6) 予習の為にテキストを受講前に購入することができますので予めテキスト内容の確認をお願いいたします。  
またテキスト内容の確認に要する期間を含めた上で受講日を決めていただくことをお勧めいたします。

## 日本語の理解力申告書

①受講者の日本語の理解力について該当する場合は○をつけて下さい。

<input type="checkbox"/>	技能講習等で使用されるテキストの内容が日本語のままで分かる
--------------------------	-------------------------------

②受講者の日本語の参考となる資格などを書いてください。（例：「日本語能力試験でN4認定された」など）

----------

③下記の内容について希望される方は該当する項目に○をつけて下さい。

(1)ふりがな付き学科試験問題（ 希 望 す る                      ・                      希 望 し な い ）

(2)テキストの事前送付（ 希 望 す る                      ・                      希 望 し な い ）

上記内容について全て同意いたします。また申告した内容に相違がないことを認めます。

年 月 日

受講者自署	  
-------	----------

上記の者は、中部労働技能教習センターにおいて開催される技能講習等を受講する為の十分な日本語の理解力（読解力と聴解力）を有しています。

年 月 日

事業証明	所在地	  
	会社名	  
	担当者名	  